

# 8月のおれんじCafe

→高齢福祉課 ☎ (042) 321-1301

認知症の方やその家族、地域の方が気軽に話したり、ふだん感じていることや悩みを医師や専門職に相談したりできます。

## おれんじCafeサンライト

☎ 10日・24日(火) 🕒 午後1時～4時 💰 100円  
 📍 特別養護老人ホームサンライト(西町1-31-2)  
 ※当日直接会場へ  
 ☎ (042) 595-7351

## おれんじCafeにんじん

📅 4日・18日(水)  
 🕒 午後1時30分～2時10分頃  
 📍 Zoomアプリ使用※通信料は自己負担  
 📎 2人程度  
 💰 無料  
 📄 市HP 🔍 検索1024724から参加希望フォームをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送で〒185-0024泉町2-3-8 いずみプラザ内高齢福祉課へ  
 ☎ 高齢福祉課



## 介護保険料決定・納入通知書を郵送

→高齢福祉課 ☎ (042) 321-1301

65歳以上の方に、令和3年度介護保険料決定通知書・納入通知書を7月下旬に郵送します。

### 納付方法

- 年金〔老齢(退職)・遺族・障害年金〕を年額18万円以上受給している方＝特別徴収(年金天引き)
  - 年金の年額が18万円未満または未受給の方＝普通徴収〔口座振替、納付書を使用して金融機関や高齢福祉課(いずみプラザ内)で直接納入〕
- 注 65歳になったばかりの方、年金を受け始めた方、ほかの市区町村から転入した方などは、年金の年額が18万円以上でも、今年度中は、普通徴収または普通徴収・特別徴収の両方で納める場合があります。普通徴収から特別徴収に切り替わる場合は、市から通知します。徴収方法の任意選択はできません

### 介護保険料

令和3年度の介護保険料の年額は、右表のとおりです。

### 介護保険料の納付が困難な場合

第1号被保険者(65歳以上の方)で、災害に遭った方や低収入のため生活困難な方、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定程度減少した方などは、保険料の減免措置が適用される場合があります。お早めに相談・申請してください。

注 納期限が過ぎた保険料は減免の対象とならない場合があります

普通徴収の方へ  
 便利な口座振替をご利用ください

普通徴収(納付書で納める方法)の方は、金融機関で口座振替を利用できます。申し込みには、納入通知書・通帳・届け出印・口座振替依頼書(市内金融機関の窓口または高齢福祉課で配布)が必要です。金融機関または高齢福祉課(いずみプラザ内)へお申し込みください。  
 ※特別徴収(年金天引き)の方は、口座振替を利用できません

### 令和3年度介護保険料

所得段階	対象者	保険料の負担割合	年額保険料(*1)
第1段階	○生活保護受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(*2)を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.10	7,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.35	24,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.70	49,800円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.80	56,800円
第5段階(*4) 基準額	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額(*3)と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.00	71,000円
↑上記の年金収入額には遺族・障害年金などの住民税がかからない年金は含めません↑ 第1～3段階の保険料額は公費投入で軽減しています			
↓以下は本人に住民税がかかっている場合に該当する所得段階です↓			
第6段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円未満の方	基準額×1.15	81,700円
第7段階	前年の合計所得金額(*3)が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	88,800円
第8段階	前年の合計所得金額(*3)が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,500円
第9段階	前年の合計所得金額(*3)が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.65	117,200円
第10段階	前年の合計所得金額(*3)が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	124,300円
第11段階	前年の合計所得金額(*3)が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	142,000円
第12段階	前年の合計所得金額(*3)が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.15	152,700円
第13段階	前年の合計所得金額(*3)が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.30	163,300円
第14段階	前年の合計所得金額(*3)が2,000万円以上の方	基準額×2.45	174,000円

(\*1) 100円未満の端数は切り上げ※第1～3段階は公費による保険料軽減の強化に伴う算出のため、年額保険料は基準額に負担割合を乗じた額とは異なる場合あり

(\*2) 明治44年4月1日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金

(\*3) 収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額、株式等の繰越控除を受けている場合は適用前の金額。税制改正に伴う個人所得課税の見直し後の金額。租税特別措置法に規定される長期または短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は控除後の金額

(\*4) 65歳以上の方の人数・介護サービス総費用・負担分(23%)をもとに算出